

平成29年11月30日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、「平成29年度行政評価等プログラム」に基づき、平成29年12月から下記のテーマについて行政評価局調査を実施することとしましたので、公表します。

○ 高度外国人材の受入れに関する政策評価

高度外国人材の受入れに関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

○ 地籍整備の推進に関する政策評価

地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

(連絡先)

<高度外国人材の受入れに関する政策評価>

総務省行政評価局評価監視官（総務、環境、行政運営効率化等担当）

担当：小森

電話：03-5253-5486（直通）、FAX：03-5253-5464

<地籍整備の推進に関する政策評価>

総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担当：木村

電話：03-5253-5450（直通）、FAX：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：長澤

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

高度外国人材の受入れに関する政策評価(総合性確保評価)

調査の背景

- 少子高齢化、人口減少社会が到来する中、イノベーションや生産性向上の実現に向け、高度外国人材のより積極的な受入れは重要な課題
- 「未来投資戦略2017」(H29.6.9閣議決定)において、高度外国人材の受入拡大の方針とともに、KPIとして2020年末までに10,000人、2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指すことを掲記(注)

(注) 高度人材ポイント制が導入された2012年5月からの認定件数であり、2016年12月までに高度外国人材と認定された外国人数は6,669人

- 目標の達成に向けて、入国管理制度上の対応とともに、子供の教育を含む生活環境の整備、企業等における就労環境の整備、外国人留学生への就職支援などの関連施策が総合的に推進され、効果を上げることが重要

- 高度外国人材の受入れに関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施

主要調査項目と調査の視点

1 高度外国人材の受入れに関する政策・施策の実施状況

- 高度外国人材の受入れに関連する関係省庁の各種施策・事業の実施状況を把握

2 高度外国人材の受入れに関する政策・施策の効果の発現状況

- 関係省庁の実施している各種施策・事業の効果の発現状況等を分析

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、事業者、関係団体等

調査実施期間

平成29年12月～31年3月(予定)

地籍整備の推進に関する政策評価(総合性確保評価)

調査の背景

- 地籍整備は、災害復旧の迅速化、円滑なまちづくり、土地取引の円滑化等のために極めて重要
- 国は昭和26年以降、市町村等による地籍整備の取組を計画的に推進(平成22年度から、第6次国土調査事業十箇年計画に基づく取組を実施中)

- しかしながら、国として長年にわたり推進しているにもかかわらず、依然として未整備の国土が広く存在し、全国の地籍調査の進捗率は、平成28年度末時点で52%にとどまっているほか、進捗が著しく遅れている地域も存在
- 今後、南海トラフ地震や首都直下地震等を始めとする様々なリスク等を踏まえると、地籍整備の更なる加速化が必要な状況

- 地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているのかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 地籍整備の推進に関する政策・施策の実施状況

- 地籍整備の推進に関連する関係省庁の各種施策・事業等の実施状況を把握

2 地籍整備の推進に関する政策・施策の効果の発現状況

- 関係省庁の実施している各種施策・事業等の効果の発現状況等を分析

主要調査対象

調査対象機関

国土交通省、法務省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成29年12月～31年3月(予定)

参 考 資 料

- 1 高度外国人材の受入れに関する政策評価・・・・・・・・・・ 1
- 2 地籍整備の推進に関する政策評価・・・・・・・・・・ 3

高度人材ポイント制について

高度外国人材の受入れ促進

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設

高度人材ポイント制の対象

（3つの分類）

- 高度学術研究活動
- 高度専門・技術活動
- 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- 在留期間「5年」の付与
- 複合的な在留活動の許容
- 配偶者の就労
- 親の帯同
- 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- 在留期間「無期限」の付与
- 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- 配偶者の就労
- 親の帯同
- 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

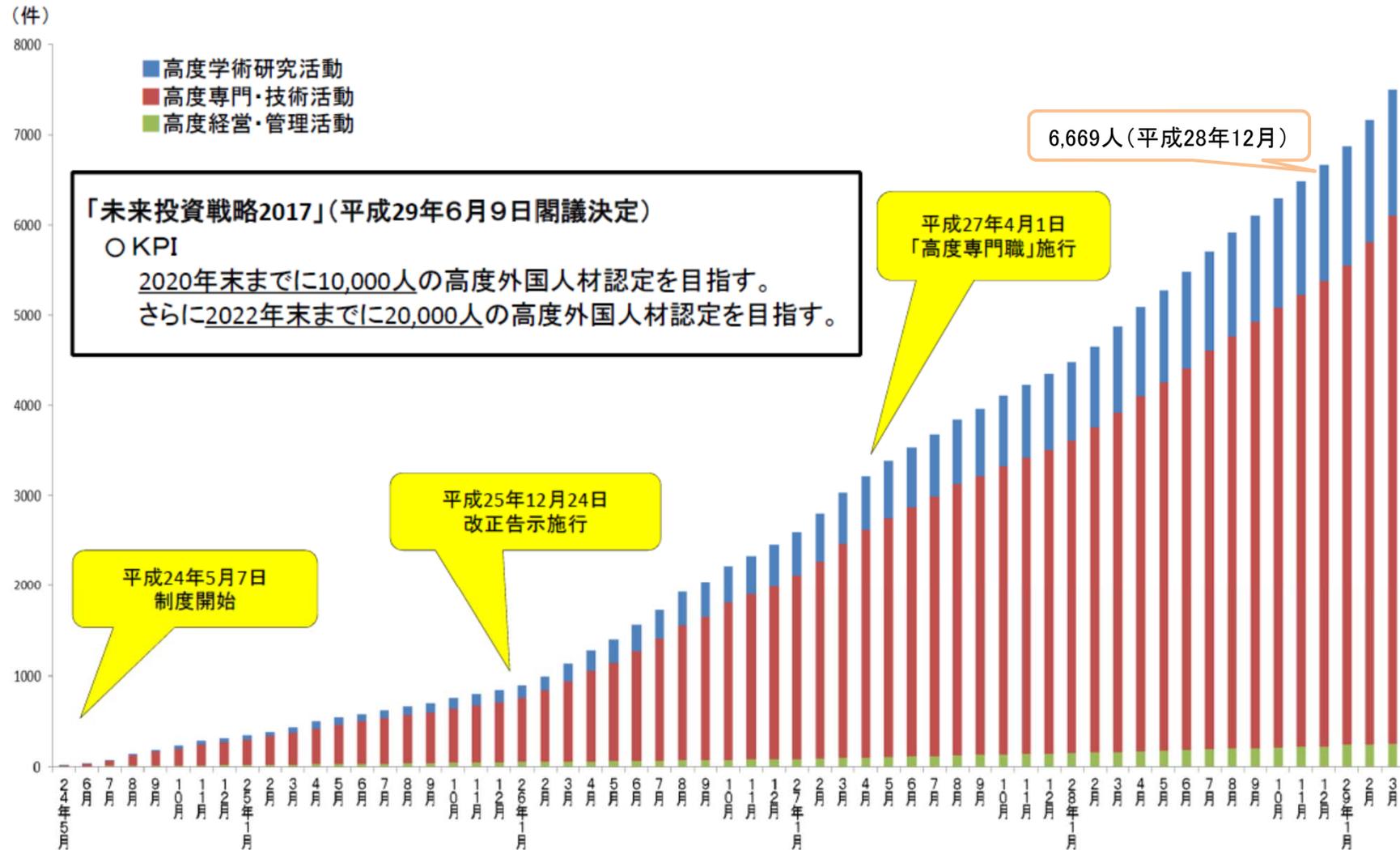
共通



政府インターネットテレビより

（注） 法務省の資料による。

高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

○ 全国の地籍調査進捗率の推移（平成21年度～28年度）

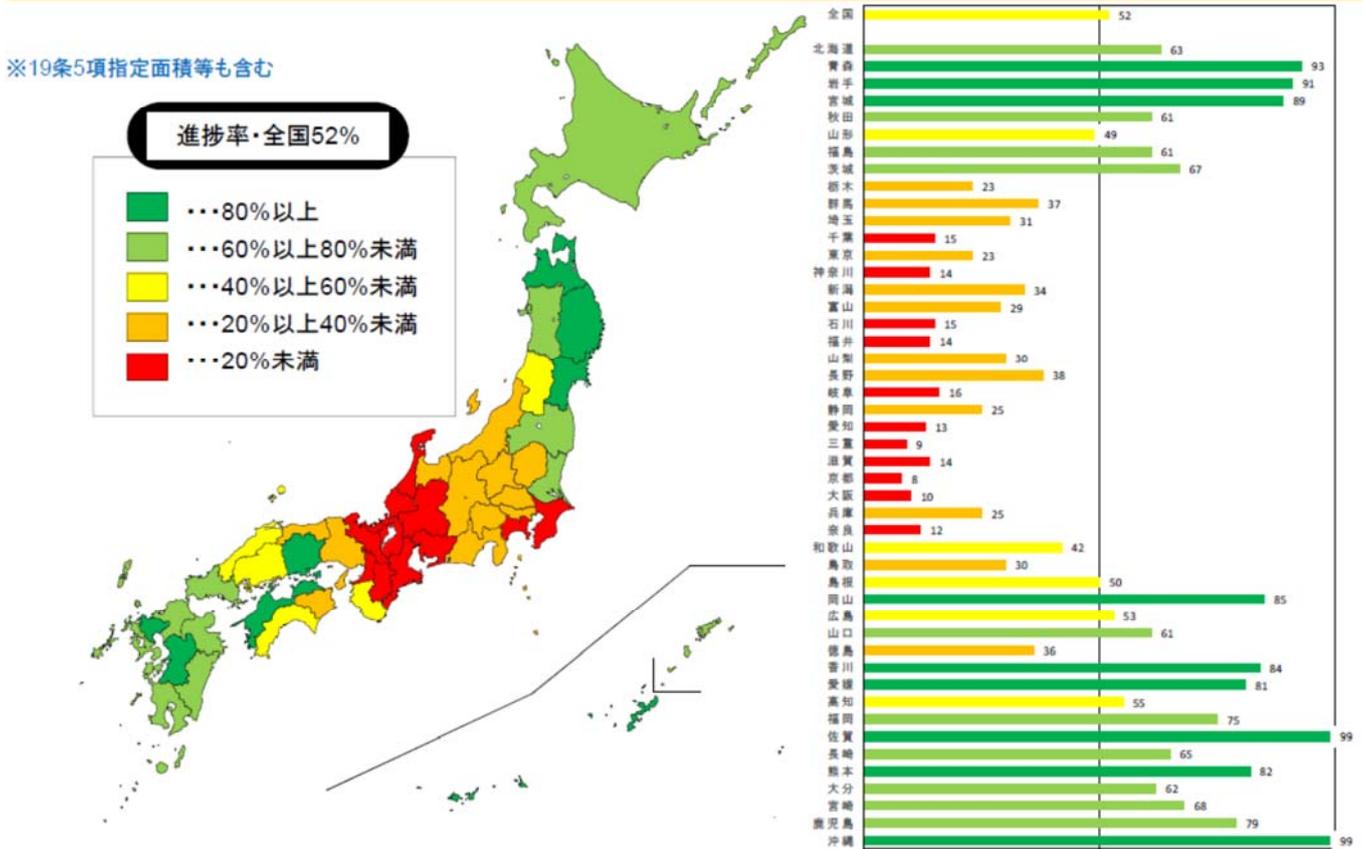
実績値								目標値
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度
49%	49%	49%	50%	51%	51%	51%	52%	57%

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

2 目標値は、「国土調査事業十箇年計画」（平成22年5月25日閣議決定）における計画目標である。

○ 都道府県別の地籍調査の実施状況（平成29年3月末時点）

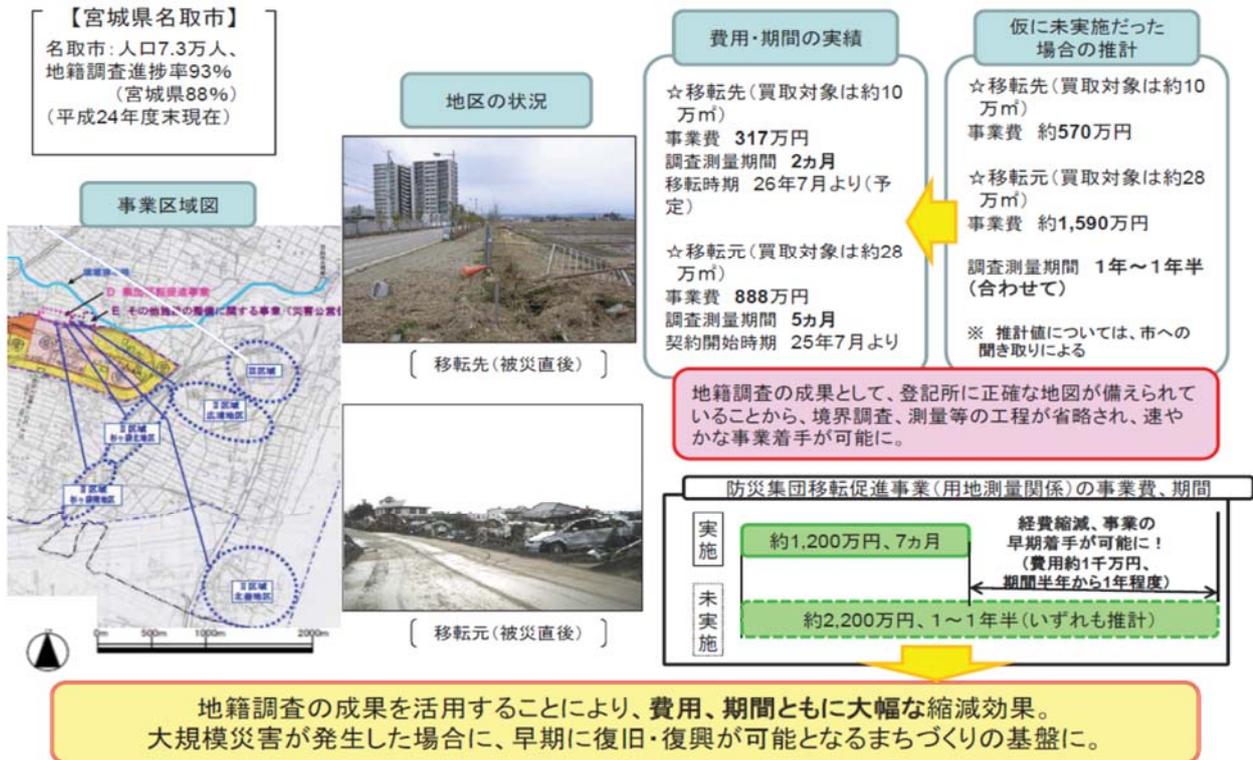
○平成29年3月末現在の全国の地籍調査進捗率は約52%（19条5項指定面積を含む）。
 ○地域差が大きく、東北、九州が比較的進んでいるが、関東、中部、近畿などの中日本で遅れ。



(注) 1 国土交通省「第1回中長期的な地籍整備の推進に関する検討会資料」（平成29年6月）から抜粋した。

2 19条5項指定とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）において、土地に関する測量・調査の成果の精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより、地籍調査の成果と同等に取り扱うことが可能とされたものをいう。

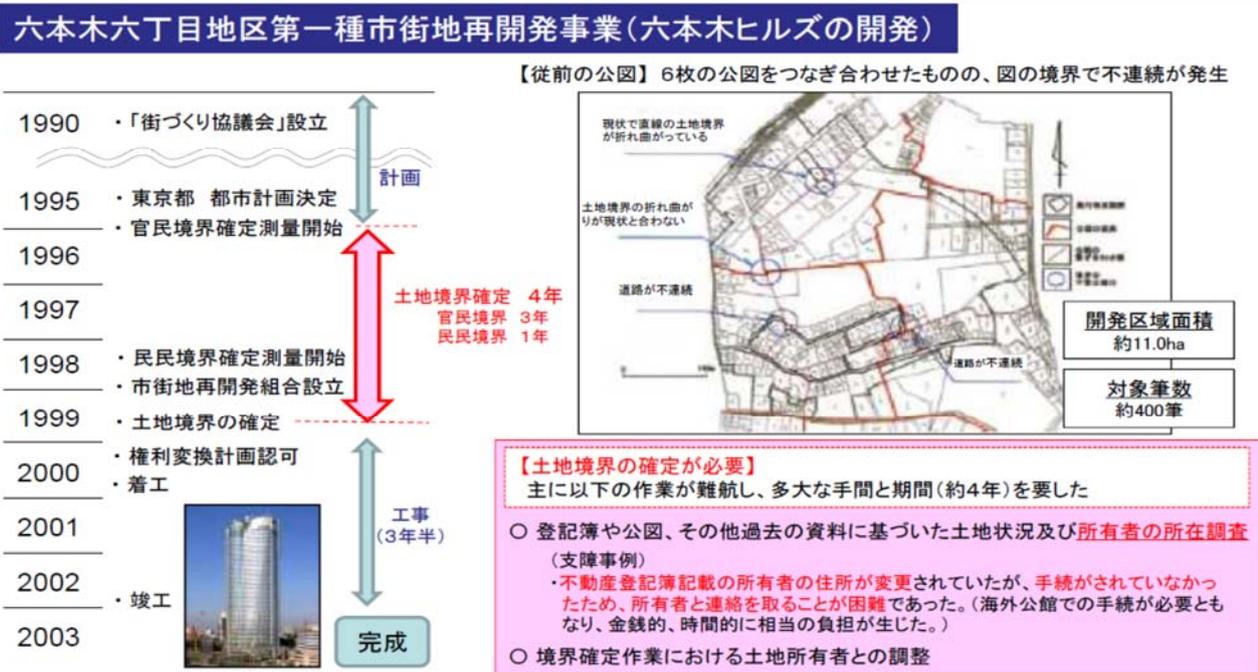
○ 地籍調査の効果（宮城県名取市の事例）



(注) 国土交通省「平成26年第3回国土調査のあり方に関する検討小委員会資料」(平成26年6月)から抜粋した。

○ 地籍調査未実施による支障事例（六本木ヒルズの事例）

- 六本木ヒルズ開発では、約11haの土地が第一種市街地再開発事業として整備
- 当該開発事業では用地確保のため、土地の境界確定等が必要であったが、土地境界に係る資料検討や**土地所有者の所在調査等に多大な期間**を要した。



(注) 国土交通省「第1回中長期的な地籍整備の推進に関する検討会資料」(平成29年6月)から抜粋した。